

剰余金に関する一考察

—会計学・企業会計原則上と商法上の剰余金を対比して—

小 島 信 史

I はしがき

剰余金会計は、引当金会計とともに会計学において最も未成熟な領域である。昭和三〇年代後半から四〇年代にかけて、剰余金についての研究は隆盛を極めた。この時代、会計学に携わる多くの者は、剰余金、特にその他の資本剰余金の本質に関して争って自説を発表し、建設的な討論を繰り返した。しかし、満足すべき解答が得られないまま時は流れ、いつのまにか剰余金会計は陽の当たらない場所へ追いやられてしまっている。

本稿は、剰余金にかかわるこのような事情をふまえて、会計学および企業会計原則上の剰余金と商法上の剰余金とを対比し

たうえて、早急なる議論の再開が必要であると判断される両者の対立点を三つ摘示し、各々について若干の考察を試みるものである。

剰余金会計を現在の水準のまま放置しておくことは、財務諸表を利用する利害関係者が切望している制度会計の一元化を図るにあたって大きな障害物となるはずである。また、理論の世界の態度としても恥ずべきものである。

本稿が、剰余金会計復興の端緒となれば幸いである。

II 会計学・企業会計原則上の剰余金

1 意義

会計学上、剰余金とは、株式会社純資産額が法定資本の額を超えた場合の超過額をいう。ここにいう純資産額とは、総資産と総負債の差額であり、会計上の資本とされている自己資本を意味する。また、法定資本の額とは、会社の有すべき最低限度の純財産額として、債権者にとつての担保額として、その計上に法律上の制約が課されるいわゆる資本金を意味する。識者の見解を示せば、E・L・コーラーは、剰余金を「会社の株主持分中、資本金の額面あるいは表示価額を超過している部分」と定義している。また、R・H・モントゴメリーは、剰余金を「会社資産が負債と株式の額面価額または記載価額との合計額を超えた部分に相当する株主持分額」と定義している。要するに、会計学において、剰余金とは、株式会社における自己資本のうちの資本金以外のものを表わす概念である。そして、この概念は、株式会社の資本金が法的に制約されているという前提の上に成り立っているのである。

一般に、個人企業および組合企業等においては、資本の元入、追加元入ならびに引出も、さらには自らが経営活動によって稼得した利益の留保額も、最終的にはすべてが資本金という一つの勘定によって処理される。しかし、株式会社においては、株主の有限責任という基本的特質にもとづき、「いったん定められた資本は自由にその減少を許さない」との資本不変の原則が貫かれるため、法定の手続きをふまなにかぎり資本金の額を増減させることはできない。それゆえ、ここにおいては、自己

資本の増減にかかわらずながらも資本金に組入れられない取引を記録表示するために、株式払込剰余金・減資差益・利益準備金・未処分利益等の資本金勘定とは別の多様な勘定が設けられる。上記の超過額は、これらの勘定によって構成されるものである。

剰余金の意義についての会計学の見解は、ほぼ一致している。わが国の企業会計原則も、この原則を作成するに際して重要な資料とされたといわれているSHM会計原則の「最広義の剰余金とは、株式会社における株主持分の総額が法律上の資本金を超える超過額である。」との指示にしたがい、注解19において剰余金を「純資産額が法定資本の額をこえる部分」と定義している。ただし、佐藤孝一博士は、内外の諸学者の見解を検討されたうえで、剰余金を「一定の時における、資本金を超える自己資本（又は純財産）の超過額である。」と定義されている。

「剰余金は或る一定期間を通じて生成されるけれども、それは本来資本の一部として期間的概念ではなく、財務計算項目に属するものと考えられる」との思考にもとづき、「一定時点」を強調されているのである。

2 分類・思想・目的

会計学および企業会計原則は、剰余金を資本剰余金と利益剰余金とに分類する。

まず、資本剰余金とは、資本取引により生じた剰余金をいう。ここに資本取引とは、元本として維持すべき資本に増減変化を

もたらず、損益取引以外の取引である。したがって、維持すべき資本のうち商法上資本金とされなかった部分が資本剰余金とされることとなる。資本剰余金の具体例としては、(a)株式の発行価額のうち資本金とされなかった部分たる株式払込剰余金、

(b)有償減資の場合における減少資本金額の株式払戻額超過額または無償減資の場合の減少資本金額の欠損填補額超過額たる減資差益、(c)会社の合併にあたり合併会社が被合併会社より継承した純資産額の被合併会社株主に対する発行株式にかかわる資本金計上額および合併交付金超過額たる合併差益、(d)国あるいは地方公共団体からの企業に対する贈与たる国庫補助金、(e)電力業・ガス業等の公益企業における新規需要者負担の設備工事費たる工事負担金、(f)役員・大株主等の会社に対する私財提供たる私財提供益、(g)会社債権者の債券放棄たる債務免除益、(h)貨幣価値の著しい変動にともなう固定資産の評価替差額たる固定資産評価差益、(i)保険金の支払いを受けた場合の当該保険金の被害資産帳簿価額超過額たる保険差益を掲げることができる。

これに対して、利益剰余金とは、損益取引により生じた剰余金をいう。ここに損益取引とは、期間利益の算定要素たる収益および費用に増減変化をもたらず取引である。したがって、企業がその稼得活動から得た利益のうち内部に留保された部分が利益剰余金とされることとなる。利益剰余金の具体例としては、(a)商法第二八八条の規定にしたがい資本金の四分の一に達するまで毎決算期に会社が支出する金額の十分の一以上ならびに中

間配当額の十分の一を積立てた利益準備金、(b)株主総会の決議または定款の規定にしたがって設けられる設備拡張積立金・減積立金・配当平均積立金等の任意積立金、(c)次期へそのまま繰越される未処分利益を掲げることができる。

以上からも明らかなように、会計学は、剰余金を発生源泉の相違にもとづいて分類している。会計学が、このように剰余金を分類する根底には、資本取引・損益取引区分の原則がある。

資本取引・損益取引区分の原則とは、会計学の基本原則の一つであり、期間損益計算を適正化し、維持すべき資本の外部流出を阻止するためには、元本たる株主の払込資本と果実たる留保利益との峻別が必要であるとの思考をいう。すなわち、資本取引と損益取引とを厳密に区分する結果として、維持すべき剰余金である資本剰余金と外部への処分が可能な剰余金である利益剰余金との分類を図り、両者が混同される事態の回避を要請しているのである。

企業会計原則も、まず一般原則三において「資本取引と損益取引とを明瞭に区別し、特に資本剰余金と利益剰余金とを混同してはならない。」と指示し、これを前提としたうえで、注解二において、資本剰余金を「資本取引により生じた剰余金」、利益剰余金を「損益取引により生じた剰余金」と定義し、剰余金を発生源泉の相違にもとづいて分類している。

最後に、会計学は、剰余金には大別して以下の二つの目的がある」と理解している。

第一の目的は、資本金の緩衝器としての機能である。剰余金が存在することにより、損失が生じた場合、まず剰余金をもってこれを補填し、資本金にその影響が及ばないようにすることが可能となる。剰余金は、有限責任制を前提とする株式会社において、債権者を保護し、会社の信用を維持増強するために設けられているものである。

第二の目的は、経営活動の資金としての機能である。剰余金が存在することにより、企業は、金融市場の圧迫を排除して自らの好むときに事業を拡張することが可能となる。剰余金は、資本金とは別個のものとして取扱われながらも資本金と同様に利用できる資金なのである。⁽⁷⁾

3 歴史

剰余金の初期の形態は、利益剰余金であった。今世紀初頭以前は、後述する資本剰余金を形成するような複雑な資本取引は存在せず、剰余金は単に利益の留保額のみによって構成されていたからである。一会計期間が終了した後、利益が処分され、その残額として企業内に留保されたものが、貸借対照表の資本の部に資本金と並んで表示された。これをイギリス会計学は、分配が可能である利益性の積立金という意味で「自由積立金」という概念で捉えた。そして、この概念が、イギリス会計学が移入されたアメリカにおいて、一九二〇年代の株式市場の高度の発展に起因する株主からの投資にかかわる情報提供の要請ならびに企業の利益配当平準化政策を背景としてイギリス会計学

を自国の国情に適合するように変革していくなかで、「未処分利益」が「剰余利益」となり、ついには「剰余金」なる名称で呼ばれるようになったものと思われる。

一方、資本剰余金の概念は、アメリカで無額面株式制度が採用された一九二二年以後、形成されたものといわれている。企業の活動が拡大していく過程において、有限責任制を採る株式会社が出現し、減資・贈与・合併等によりその資本取引の内容が複雑化するとともに、資本金と同様の性格を有しながらも資本的とされないものが種々の形で発生するにいたった。そのなかでも無額面株式の表示価額以外のもの、つまり払込剰余部分は、最も資本的な色彩が濃く、払込資本の一部分そのものであると考えられるからである。⁽⁸⁾

一九〇九年に発刊されたH・R・ハットフィールドの『近代会計学』は、アメリカ会計学のみならずわが国会計学にあっても高い評価をうけ、今日の会計学に多大な影響を与えた名著である。この『近代会計学』においては、利益を留保した積立金の最古の実務上の事例として、利益の二分の一を積み立てた一五九三年のミラノのセントロ・アンブローウス銀行の例が紹介されていた。⁽⁹⁾そして、ここにおける剰余金論は、原則として利益剰余金を中心として展開されていた。しかし、「剰余金とは留保利益を意味するものであるという主張には、若干の例外がある。新設会社においては、時として、何ら利益を稼得していないにもかかわらず、株主が直接出資した醸出額の一部分から剩

余金が設定されるからである。このような事例は、株式がしばしばプレミアム付で発行される銀行の設立に際して生ずることが多い。⁽¹⁰⁾との記述には、資本剰余金概念の萌芽を見出すことができる。さらに、一九二七年に発刊された彼の『会計学』においては、資本剰余金なる用語そのものが使用されている。⁽¹¹⁾『近代会計学』から『会計学』に至る一八年の間に、上述の経済事情の下、利益剰余金についてはその概念が洗練、確立され、資本剰余金についてはその概念が生成、承認されていったのである。

一九四〇年以降、イギリス会計学において注目すべき史実が存する。イギリスにあっては、資本剰余金と利益剰余金との中間形態と考えることができる「その他の積立金」という概念がある。同国において、剰余金は、「資本積立金」と「その他の積立金」と先の「自由積立金」とに区分されるが、このうち「その他の積立金」とは、取引源泉別区分にしたがえば利益留保額ではあるが、法律および判例にもとづき、あるいは取締役および監査役の判断にしたがって分配可能とみなされない場合において、自由積立金と区別され、資本積立金と同様の地位が与えられる積立金だからである。イギリス会計学は、イギリス勅許会計士協会の一九四三年版『会計原則勧告書』以降、一九四九年の第十二号勧告書『財務諸表と物価上昇の關係』ならびに一九五八年の第十八号勧告書『貸借対照表および損益計算書の表示』を通じて、「その他の積立金」の配当不能性を強調し、

その資本積立金を図ってきた。⁽¹²⁾第十二号勧告書は、「物価上昇時における資産の再調達に備えて設けられた財源は、当面的間、取締役によって、配当不可能な積立金としての地位におかれる。このような積立金は、資産取替のための特別な積立金と理解すべきものである。」と主張している。また、第十八号勧告書は、「資本積立金には、法律적으로는配当可能であるが、取締役により配当不可能と判断された積立金も含まれる。当該積立金は、環境の変化に応じて、次期以降の貸借対照表において利益積立金として取扱ってもよいものである。」と論じている。⁽¹⁴⁾

このような留保利益たる「自由積立金」の資本剰余金化の過程は、わが国における剰余金にかかわる論争に貴重な示唆を与えるものであると思われる。後述するようにわが国にあっては、いわゆるその他の資本剰余金の存在が制度会計上の剰余金を攪乱させる主因となっているが、経営政策上の判断により維持すべき固定資産にかかわる利益を資本として拘束するという意味において「自由積立金」には、その他の資本剰余金と類似した側面がある。イギリス会計学は、「自由積立金」をその本質が利益であることを前提として資本化を論じ、これを制度会計において実現した。これに対して、わが国会計学は、その他の資本剰余金をその本質が資本であることを前提として論を進め、「商法と企業会計原則との調整に関する意見書」（昭和二六年）・「税法と企業会計原則との調整に関する意見書」（昭和二七年、昭和四一年）等を通じて商法ならびに税法に自説を主張し続け

ているが、未だにその導入を拒絶されている。そうであれば、わが国会計学も、その他の剰余金に関して、その本質が利益であることを前提としただけで理論を再構築し、これを商法ならびに税法に認知させる途を模索すべきではないだろうか。わが国会計学にあつて、国庫補助金・工事負担金等については既に利益説がかなり有力になつており、新井清光教授は「利益」としただけでこれを利益準備金のように「配当または課税不能利益」(凍結利益剰余金)として処理する⁽¹⁵⁾との説さえ展開しておられる。

III 商法上の剰余金

1 意義

商法上の剰余金は、商法第二八一条第一項を受けて株式会社が作成する計算書類の表示方法に關しての規定を定めた「株式会社」の貸借対照表、損益計算書、營業報告書及び附属明細書に關する規則⁽¹⁶⁾(以下、計算書類規則と稱す。)に定義されている。

計算書類規則第三四條第一項、「資本の部は、資本金、法定準備金及び剰余金の各部に区分しなければならぬ。」と規定している。したがつて、商法上の剰余金は、純資産額から資本金と資本準備金および利益準備金との合計額を差引いたものであると解されることとなる。

資本準備金と利益準備金は、法によつて積立が命ぜられてい

る準備金との意味で法定準備金と称されている。資本準備金とは、利益以外のものを財源として積立てられる準備金である。商法は、この準備金について、「株主の出資の一部その他資本に準ずる性質のもので、これを株主に利益として配当することは不条理である。」との理論を展開する。それゆゑ、資本準備金に対しては、その全額を積立限度を設けず積立てることを要求している(商二八八ノ二)。一方、利益準備金とは、毎期の決算における利益の処分として支出される額の一部を積立てる準備金である。商法は、この準備金について、「後年度に生じうる損失に備えて、平常その一部を割いて会社に留保することは、企業の健全な発達および会社債権者保護のために必要である。」⁽¹⁷⁾との思考を有する。したがつて、利益準備金に対しては、利益の社外流出額の十分の一以上の金額を資本の四分の一という積立限度を設けて積立てることを要求している(商二八八)。

会計学および企業会計原則における剰余金は、その範囲に資本金に準ずる強い法的制約が課され、配当その他の社外流出処分が許されない法定準備金を含んでいる。それゆゑ、商法上社外流出処分が不能なものと可能なものとを混在させている。これに対して、商法は、まず剰余金を第二八八条ノ二において、資本準備金として株式払込剰余金・減資差益・合併差益の三項目を限定列挙することにより、商法上の資本取引を株主との間に行われた資本払込および払戻取引に限ることを規定している。

この結果、第Ⅱ節第二項に記した会計学および企業会計原則が想定する資本剰余金のうち、(a)、(b)および(c)のみが資本準備金として拘束されることとなり、その他の資本剰余金たる(d)以下の六項目は資本性が否定され、社外流出処分の財源としての地位におかれることとなる。次に、商法は、第二八八条において、利益準備金について債権者を保護するにあつての最低積立限度額を規定している。会計学および企業会計原則上の利益剰余金を、上述の思考にもとづき、政策的に区分しているのである。そして、両者の規定により、商法上の剰余金は、社外流出処分が可能なもののみによって構成されている。このため、商法における剰余金は、会計学および企業会計原則におけるそれより法定準備金たる資本準備金および利益準備金の分だけ、狭義の概念と解されることとなる。しかし、商法上、剰余金は、まさに社外流出処分可能利益の総体として定義されているのである。ところで、前節において論じたように、会計学および企業会計原則は、剰余金を株式会社法上の資本金概念に依拠したものと捉えている。しかしながら、商法上の剰余金は、会計学および企業会計原則上の剰余金概念を限定的な意味で使用したものである。田中誠二博士は、会計学および企業会計原則と商法の資本を対比して、「企業会計原則上の資本は、したがってその一部をなす資本金も含めて、利益を生み出す元本である。換言すれば企業会計上の資本と利益との間には、資本が利益を生み出すという意味において実質的な結びつきが存する。これに対

して株式会社法上の資本には、利益を生み出すエネルギーという実質的内容は備わっておらず、利益との結びつきは存しない。これは両者間の決定的な相違である。企業会計は資本金という用語をいわば法律から借用したけれども、用語のみの借用にとどまり、その内容は右のように異なる。」と主張しておられるが、剰余金に関しては、商法がその概念ならびに用語を会計学から借用したうえで、これに社外流出処分可能利益という限定を付しているのである。

2 分類・思考・目的

計算書類規則第三五条第Ⅱ項は、「剰余金の部又は欠損金の部には、任意積立金及び当期末処分利益又は当期末処理損失を記載し、任意積立金は、その内容を示す適当な名称を付した科目に細分しなければならない。」と規定している。したがって、商法上の剰余金は、任意積立金と当期末処分利益に分類される。なお、本条の趣旨は、任意積立金と当期末処分利益とを剰余金として一括表示することを禁ずるところにある。

任意積立金とは、任意準備金と称される場合もあることから明らかかなように法定準備金に対立する概念である。具体的には、会社の定款あるいは株主総会決議によって積立てられる積立金であり、事業拡張積立金・社債償還積立金・配当平均積立金等の特定の目的のために積立てられたものと、別途積立金のように特定の目的を有しないものがある。商法は、既述のごとく、その他の資本剰余金を特定の目的のための任意積立金と

解し、ここに位置づけている。

当期末処分利益とは、資産から負債、資本金、法定準備金および任意積立金を控除した残額であり、直接的に社外流出処分の対象となるものである。計算書類規則第四条によれば、損益計算書上の当期利益または当期損失に前期繰越利益または前期繰越損失の額と特定の目的を有する任意積立金の目的にしたがった取崩額とを加算し、ここから中間配当額ならびにこれにともなう利益準備金積立額を減算した金額が、当期末処分利益または当期末処理損失と解されることとなる。それゆえ、ここにおける当期末処分利益は、同規則第四三条第三項に規定される企業会計原則上の当期純利益（企原、損益原則七）と一致する当期利益をも含んだ概念である。

わが国商法の計算規定にあつては、商法典の起源とされる一六七三年のフランス商業条令以来、大陸系商法の計算規定に継承され続けている伝統的な思想である債権者保護の思想が、一貫して強調されてきた。これは、商法学者のみならず、会計学者でさえ制度会計の研究に際して周知の事実として大前提に据えている命題である。そして、この意味において、資本維持の目的が、株主からの払込資本たる資本金および資本準備金と政策的に積立が要求される利益準備金との企業内確保にあると解され、これら以外のものがすべて剰余金と定義されている。換言すれば、「企業内に維持されるべき資本の内容およびその金額を明確にすることによって、主として債権者の保護を図ろう

とする⁽¹⁹⁾」見地に立ち、まず維持すべき資本金、資本準備金、ならびに利益準備金概念の明確化を企て、次にここから剰余金概念を導いているのである。したがって、商法においては、剰余金の分類も、明瞭表示の観点から一括表示こそ禁止されているが、それが社外流出処分の財源として直接把握され得るか否かの相違にもとづいて二義的になされているにすぎない。もちろん、現行商法の計算規定は、会計学が主張する損益法の立場を採っている。しかし、商法上の剰余金の定義が社外流出処分可能利益である以上、これに関しては、資本取引・損益取引区分の原則からの要請も法定準備金を資本準備金と利益準備金とに分類するにとどまることとなるのである。

最後に、商法上の剰余金は、基本的には会計学および企業会計原則上の剰余金と同様の目的を有するものである。ただし、商法は、会計学および企業会計原則において展開される剰余金の設定目的あるいは役割を立法理由として、法定準備金たる資本準備金および利益準備金制度を既に導入している。資本準備金制度の立法理由は、資本金と同一の性格を有するものを損益法的見地に立ち、資本金と同様に企業内に拘束するところにあつた。西山中範教授も、これについて「法定資本と同じく実質資本に属するものにかかわらず、これを分離することを認めるのは、法が『企業の経営』と『株主の利益』を考慮して、とくにその取崩を法定資本よりも緩和し、これを法定資本と欠損填補をめぐる緩衝地帯（緩衝的持分 buffer equity）とするこ

とに、そのレーゾン・デートルを有するものとみななければならぬ²⁾」との見解を表明しておられる。また、利益準備金制度の立法理由は、平時、利益のいくばくかを留保させ将来の損失に備えさせることによって、利益配当の維持を図らせるところにあった。無配状態が長期にわたれば、株主は無配と株価の下落により二重の損失を蒙ることとなり、他人資本の調達も思うにまかせなくなる。それゆえ、利益準備金の取崩により、資本の欠損を補填し、配当可能状態への回復を早期に実現させるために当該制度が必要とされたのである。⁽²²⁾したがって、商法は、剰余金について、これらの目的を再度主張せず、その社外流出処分可能性のみを強調している。債権者保護の思想に照らして最低限度の保証を法定準備金の設定により実現した上で、株主の利益を配慮しているのである。

3 歴史

明治二三年四月に成立、公布され、同三一年七月に施行されたわが国商法は、当初、財産目録を作成させ、これを通じて会社の有する個々の財産の債権担保力を表示させることにより、債権者の保護を図っていた。ここにおける利益は、期首貸借対照表と期末貸借対照表を比較し、期首純財産に対する期末純財産の増加分を認識、測定する財産法に則したものであった。財産法によって算定される利益は、処分価額に裏付けられたものであるがゆえに、これをすべて社外流出しても期首純財産が減少することはなく、会社の債権担保力は維持されると考えてい

たのである。

一般に、財産法にもとづく株式会社会計には、三つの柱があるといわれている。資本に相当する資産額を会社内に留保させる法定資本の財産拘束機能、会社財産を処分価額で測定する時価以下主義、そして貸借対照表の作成基礎を財産目録に求める財産目録中心主義である。しかしながら、まず法定資本の財産拘束機能に関しては、額面株式について仮に法定資本を額面の総額であると規定するならば、額面超過額は法定資本から除外されることとなるばかりか、別に額面超過額を留保する旨を定めなければ社員の出資分が利益と混同され社外流出してしまう。また、無額面株式については法定資本額の基準となる額面額さえない。次に時価以下主義に関しては、売却を予定していない営業用固定資産は時価評価にならない。また、その測定にあたっては恣意的の介入を回避することができず、これが秘密準備金の創出、経営責任の隠蔽を導く。さらに、財産目録中心主義に関しては、大規模複雑化した会社において実地棚卸がほとんど不可能であり、財産目録からの貸借対照表の作成は非常に困難な作業と判断されることとなる。このような事情から、商法は徐々に財産法にかかわる規定を改廃し、組織的な帳簿記録を前提として期間収益と期間費用を比較して両者の差額を利益とする損益法を導入していった。商法上の剰余金は、資本金と法定準備金たる利益準備金および資本準備金とによってその概念が決定されることとなるので、以下において、これらの項

目を中心としてその過程を考察することとする。

昭和二五年改正商法により、法定準備金は、その源泉により利益準備金と資本準備金とに分けられることとなった(商二八八・二八八ノ二)。この措置は、前年に制定された企業会計原則が剰余金を利益剰余金と資本剰余金に区分したことに対応し、企業会計上の資本維持の要請を具現したものである。これにより、株式額面超過額がある場合には法定準備金の財源とされ、ある場合には除外されるという矛盾は解消された。なお、法定準備金を二分類とした場合の主たる法律上の効果は、欠損填補を行う際の資本の取崩順序に存する。

次いで、昭和三七年の改正において、利益準備金については、金銭による利益の配当額の十分の一以上を積立てることが規定された。また、資本準備金については、財産評価益をその源泉としないことならびに合併差益に関しての特則が規定された。前者の改正は、前期繰越利益を含むか否か、繰越欠損金を控除したものであるか否か等について争いがあつた改正前条文中の「毎決算期の利益」を内容の明確な用語に改めるとともに、積立基準を従来のご二分の一以上から十分の一以上に引き上げたものであつた。これにより、前期繰越利益および任意積立金を取崩して金銭による配当を行う際には積立限度に達するまで利益準備金の積立が必要とされることとなり、金銭の社外流出をもたらしえない株式配当についてはその積立が強制されないこととなつた。後者の財産評価益にかかわる改正は、資産評価の原

則として時価以下主義にかえて原価主義を採るとの方向転換による規定整備にともない通常の決算過程から生じる財産評価益を資本準備金とする旧第二八八条ノ二第三号を削除したものであつた。これにより、商法株式会社会計はかなり企業会計の論理と接近することとなつた。そして、合併差益にかかわる改正は、合併後の存続会社または新設会社において既積立の利益準備金ならびに特定目的のための任意積立金がすべて消滅してしまふという事態を考慮して、合併差益中消滅会社の利益準備金その他会社に留保した利益の額に相当する金額はこれを資本準備金としなうことができるが、消滅会社の利益準備金に相当する金額は存続会社または新設会社の利益準備金とすべきことを特に定めたものであつた。

昭和四九年の改正により、利益準備金について、いわゆる中間配当制度が新設され、計算関係の規定について、広範囲の改正が施された。中間配当制度に関しての改正は、その金銭の配当額の十分の一を資本の四分の一に達するまで積立てることを要求するものであつた(商二九三ノ五)。この場合の中間配当の財源は、事業年度の中間日における仮決算から導かれる配当可能利益ではなく前期利益処分後の貸借対照表における配当可能利益と解されている。商法の債権者保護の思想に照らすならば確定した利益を財源とすべきであると考えられるからである。また、計算関係の規定については、計算書類から財産目録が除かれ、目的を定めた任意積立金の期中の会計処理が改めら

れた。計算書類から財産目録が除かれたことにより、取締役が毎決算期に作成し、監査役の監査を受けなければならない書類は、貸借対照表、損益計算書、営業報告書、利益処分案、そして付属明細書となり、財務諸表規則がこれに歩みよったため両者の体系はかなり近似したものとなった。また、目的を定めた任意積立金の期中の会計処理については、従前の取崩額を特別損益の部への表示する処理を改め、当期末処分利益（当期末処理損失）の算定段階においてこれを加算することとした。最後に同年の改正において、商業帳簿の作成に関する規定の解釈にあたって公正な会計慣行の斟酌を要求すべきことを定めた商法第三二条第二項が設けられた。

昭和五六年の改正において、利益準備金については、株式配当の決議要件が緩和され、資本準備金については、額面株式と無額面株式の資本準備金組入部分に関する調整が図られた。前者の改正は、株式配当の決議要件を特別決議から普通決議としたものであった（商二九三ノ二II）。後者の改正は、額面株式、無額面株式両者について発行価額の総額を資本に組入れることを原則として（商二八四ノ二I）、発行価額の二分の一を資本に組入れず払込剰余金とすることができると定めたものであった（商二八四ノ二II）。これにより、額面株式と無額面株式の間に存在した資本準備金組入額にかかわる不均衡は是正され、両者の本質的な同一性がより強調されることとなった。⁽²³⁾

平成二年改正商法は、法定準備金の資本組み入れによる新株

発行にかかわる規定を改め、利益準備金について現金配当のみならず役員賞与等の社外流出項目すべてに対してその十分の一以上の積立を強制した。前者の改正は、その実質が株式分割であることを考慮した規定整理である。後者の改正の趣旨は、国際的にみて自己資本比率の低いわが国企業の現状を憂慮してその内部留保率を高めることを目的としたものであるといわれている。⁽²⁴⁾

このように商法は、自己の立場を財産法から損益法に改めていく過程のなかで、剰余金の概念を決定的に左右する要素たる資本金、資本準備金、ならびに利益準備金概念の整備を行ってきた。当該整備は、剰余金概念の明確化を意図してなされたものではない。しかし、結果として、商法上の剰余金は、会計学および企業会計原則上のそれと比較して、理解しやすく明確なものとなっている。この現実から目をそらしてはならない。

IV 参考図

ここで、以上の論点を整理するために、企業会計原則上の剰余金と商法上の剰余金とを対比して図示すると次頁のようになる。なお、企業会計原則においては、その他の資本剰余金という名称は用いられていない。しかし、企業会計原則の剰余金概念は、会計学の立場を採るものであり、企業会計原則の指示を表示面について法制化した財務諸表等規則にあっては「その他の資本剰余金区分」が設けられている（財規六五）。それゆえ、

《企業会計原則上の剰余金と商法上の剰余金の比較》

〈取引〉		〔企業会計原則〕		〈社外流出処分可能性〉		〔商法(計算書類規則)〕	
自己資本(純資産額)	資本取引→	資本金(法定資本)		社外流出 処分不能		資本金(法定資本)	
		資本金 剰余金	その他の 資本金 剰余金	社外流出 処分可能		剰余金	
			剰 余 金	資 本 準 備 金	社外流出 処分不能		資 本 準 備 金
	利 益 準 備 金				利 益 準 備 金		
	損益取引→	利 益 剰 余 金	任 意 積 立 金			剰 余 金	
			当 期 未 処 分 利 益	社外流出 処分可能			

企業会計原則もその他の資本剰余金を予定しているものと解される。

V 会計学・企業会計原則と商法との対立点

1 その他の資本剰余金についての責任転嫁論

すべての剰余金にかかわる会計学および企業会計原則と商法との対立点は、その他の資本剰余金に帰着するといっても決して過言ではない。会計学および企業会計原則が伝統的に資本と主張し、商法が社外流出処分可能利益と規定するその他の資本剰余金こそが両者の対立の源なのである。したがって、制度会計上の剰余金概念の一元化を図るためには、両者がともに他の主張にも耳を傾けたうえで自らの領域において継続的に研究を重ね、その結果として互いに承認しあうことができるその他の資本剰余金概念が確立されなければならない。それにもかかわらず、会計学および企業会計原則の側にも、また商法の側にも、自己のその他の資本剰余金にかかわる理論的不明確性、法規制の不備を他者に転嫁する傾向がみうけられる。以下で、その代表的な見解を紹介する。

会計学・企業会計原則側の見解

「企業会計のはたすべき職能として、記録 (recording)、測定 (measurement) および報告 (reporting) の三つがあることはいうまでもない。しかし、いわゆる資本会計ない

し持分会計の領域には、さきに述べたような「資本と損益の區別」、すなわち資本取引か損益取引かという問題をべつにする、資本に関する測定の問題はあまり重要でなく、主として記録と報告の問題があるだけであるが、これらはむしろ現在の社会制度ないし法律規定に忠実であるほかはありえないので、資本会計論や持分会計論は、会計学的にあまり重要とは考えられない。それなのに、わが国でこの方面の論議が盛んなのは学問上の課題の軽重の判断になにか欠けるところがあるからのおもわれてならない。²⁵⁾」

商法側の見解

「商法は一面期間損益計算の理論構造と技術とに依拠せざるを得ないが、他面商法独自の役割である配当計算の課題を担っているのであり、その際株主の利益配当請求権の保障に留意せざるを得ない。その際配当財源の最大限は、各期の損益計算の集積部分に限定されるとともに、株主の配当請求権と企業維持の接点の調和的解決というすぐれて政策的な意図から利益準備金制度を設定する。他面資本取引に由来する資本剰余金は配当財源たり得ないものとして拘束する。しかし明瞭な基準なしに、例えば利益準備金以外の剰余金は資本剰余金であるとして、これを拘束するときは、株主の配当請求権は不明瞭な基準により侵害されるおそれなしとしない。法はかくて明らかに資本剰余金とみられる異論のないものを拘束することで満足せざるを得ないこととなる。これが限定的列挙説の根拠であるとともに、

商法がこのような不満足な形をとらざることを得なかつた責の一半は、資本剰余金概念をなお明確に確立するに至っていない企業会計の負うべきものである。²⁶⁾」

これらの主張はどちらかといえば商法の側から強くなされているように思われる。会計学は、自らの怠慢を深く反省すべきである。ただし、商法としても、剰余金については、自らの思考と立場を会計学および企業会計原則に対して強く主張している事実を忘れてはならない。確かに商法は、第三二条第Ⅱ項において、いわゆる斟酌規定を設けている。しかしながら、自己主張をする以上、この規定を盾にとつた安易な責任転嫁は許されないはずである。

2 「剰余金」なる用語

現在、剰余金の母国ともいえるアメリカにおいては、「剰余金(Surplus)」という用語はあまり使用されていない。同国の貸借対照表の表示科目を検討すると、資本剰余金に関しては「株式発行により額面金額を超えて受け取った金額(Amounts received for stock in excess of par value)」あるいは「追加して払い込まれた資本(Additional paid-in capital)」、利益準備金に関しては「事業に再投資した利益額(Earnings reinvested in business)」あるいは「留保利益(Retained earnings)」との記載が多い。「剰余金」という名称の科目のかわりに、取引の内容を具体的に示す科目名を用いる傾向が顕著なのである。²⁷⁾

アメリカにおいて「剰余金」なる用語が使用されないのは、この用語が会計学に明るくない一般大衆にとって「余剰」、すなわち会社に余分に残っている金であり、配当の財源となるものとの印象を与えやすく、これらの者に対して正当な理解を促すための用語としては不適切と判断されたからである。一九四一年に公表されたA I A会計研究公報第二二号は、「貸借対照表上の自己資本の分類をより有益なものとするために進むべき途は、剰余金なる用語の普遍的な放棄である。これにより、誤った情報を与えるであろう分類が真に明確なものとなるはずである。」⁽²⁸⁾と論じている。また、一九四九年に公表された同第三九号は、「剰余金なる用語の使用(単独で使用する場合も、結合させ資本剰余金・払込剰余金・利益剰余金・再評価剰余金等の名称で使用する場合も)は、廃止すべきである。」との結論を下している。同公報が掲げる四つの理由の概要は以下のとおりである。⁽²⁹⁾

- (一) ウェブスター辞典によれば剰余金の語義は「超過」「過剰」「残余」であるが、会計学はこれらの意味で剰余金なる用語を使用していない。
- (二) 経済学あるいは法学などといった他の学問領域においては、「資本」と「剰余金」の意義が確立されている。しかし、会計士がこれらの用語により表現しようとしている概念は、その意義と異なる。
- (三) 仮に「剰余金」という用語が、留保利益を蓄積した資本を

表現する言葉であるならば、「資本剰余金」における「剰余金」の使用は不適切である。

四州によつては、資本剰余金が引出を制限されている資本と規定されていることがある。そうであれば、「剰余金」あるいは「利益剰余金」という用語には、配当可能という意味がこめられることとなる。

A I Aの調査によれば、「剰余金」という用語を使用していない公表財務諸表の割合は、一九四七年は一〇%、四八年は一八%であったが、公報第三九号発表後の四九年には三二%、五〇年には四一%、五一年には四四%となっているとのことである。⁽³⁰⁾しかし、A I Aの主張に対しては、「この用語は短い。しかし、『払込』、『増加』、『利益』といった形容詞を付せば明確に理解できるものであり、実際、財務諸表に精通しているすべての者はこれを理解している。そして、その他の者にとって、この問題はあまり興味をひくものではない。」⁽³¹⁾との反論もある。さらに、当のA I A自身が、「剰余金という用語の廃止の主張がいかにも眩学的に受けとめられるように思えたからである。」と弁解しているものの、一九四九年以後の公刊物においても「剰余金」なる用語を依然として使用している。

翻つて、わが国においては、「剰余金」という用語の使用に関して、「剰余金なる用語は *Surplus* なる語になれたものには、やゝ熟した語であらうかも知れないが、そうでないものにとつては、企業会計の新語とすれば、追加資本金、利益留保金

なる語を用ひるも、熟しない点においては同じであり、しかもこれらの語が剰余金よりは、示さうとする内容を多少でもより明らかにする点においてまさつていゝであらう。⁽³³⁾」というやや否定的な見解と、直接的にこの問題に触れたものではないが「ただ『規則』が剰余金という用語を限定的に使つたのは遺憾である。すでに剰余金の概念は、わが国だけでなく一般に確立されているのであるから、『規則』もそれに従い、法定準備金を除いた部分は『その他の剰余金』とすべきであつた。」との肯定的と思われる見解がある。

わが国の制度会計にあつて「剰余金」なる用語が初めて採り上げられたのは、昭和二四年に設定された企業会計原則においてである。以後、約半世紀の長きに亙り「剰余金」なる用語は、理論の世界においても、また実務の世界においても使用され続けてきた。この問題を検討するに際し、S・ギルマンの「様々な分野における既存の制度や伝統的見解は、常に批判の対象とされ続けてきた。それゆゑ、確立された会計原理・コンベンション・規則が批判され、会計実務が見直され、会計慣行の限界が検討されるのも当然である。」⁽³⁵⁾との主張を忘れてはならない。しかしながら、会計、特に制度会計の領域において、慣行ならびに歴史的事実は、その学問的基礎を支えるものである。また、剰余金会計の混乱は、決してこの用語に起因して生じているのではない。そうであれば、さらなる現在の用語上の混乱を覚悟して、あえて歴史の重みに逆らう利益は将来的にもないものと

思われる。上記のやや否定的な見解が昭和二〇年代に論じられた事実を付け加えておく。

3 自己資本の分類

会計理論は、自己資本を、払込資本を基準として三段階に分類している。すなわち、自己資本を、まず株主からの拠出資本および資本修正と企業活動により稼得された利益を留保したところの留保利益とに分類する。次に、拠出資本および資本修正を、払込資本と受贈資本（贈与資本）と修正資本（評価替資本）の三つに分け、留保利益を、株主総会の決議により処分が決められた処分済利益と未だ処分が決められずそのまま次期へ繰越される未処分利益とに分ける。そして最後に、払込資本を、法定資本たる資本金と株主が払込んだ資本のうち資本金とされない部分たる払込剰余金とに分け、処分済利益を、法令によってその積立が強制されている法定積立金とそれ以外の任意積立金に分けるのである。ここにおいては、拠出資本および資本修正から資本金を除いた部分、つまり払込剰余金と受贈資本（贈与資本）と修正資本（評価替資本）が資本剰余金と理解され、留保利益が利益剰余金と理解されている。

この会計理論の分類は、企業を出資者から独立した社会経済組織体と考えるいわゆる企業体理論を前提としている。企業体理論において維持すべき資本とは社会一般大衆に継続して有益な財貨役務を給付するために維持されなければならない「活動基金（活動の基礎となる資金）」⁽³⁶⁾であり、それゆゑ株主によつ

て払込まれたもの以外の受贈資本（贈与資本）と修正資本（評価替資本）が資本とされているのである。しかしながら、この理論展開に対しては、「企業体理論は現行の株式会社制度にあってはまらないものであり、この部分についてだけ企業体理論を採ることはできない。」との強力な批判がよせられている。その他の資本剰余金の定義を明確にできない現段階において、会計理論の自己資本の分類は「問題なく各界の一致したソウシャル・コンセンサス」⁽³⁸⁾を得たものではないのである。

このような事情にもかかわらず、企業会計原則は、会計理論に依拠して自己資本を分類している。企業会計原則は、資本金を基準として、まず自己資本を資本金と剰余金とに分けている（貸借原則四（三））。そして、次に剰余金を資本剰余金と利益剰余金とに分けている（注解一九）。資本取引により生じた資本剰余金と損益取引により生じた留保利益たる利益剰余金とを区別しなければならぬとの会計理論の思考をかたくに尊重し続けているのである。この結果、企業会計原則の自己資本の分類は、認識面については、注解一九において資本剰余金を「株式払込剰余金、減資差益、合併差益等」と例示し、これら三項目のほかにも資本剰余金があることを示唆しながらも、「等」の内容を具体的に指示できないという自己矛盾に陥ってしまっている。また、表示面についても、自らの立場を主張して剰余金・資本剰余金・利益剰余金との名称を用いることができず、資本の部を資本金・資本準備金・利益準備金・その他の

剰余金とに区分した計算書類規則との調整を図ったものとなっ
てしまっている（貸借原則四（三）B）。

一方、商法は、債権者保護の思想を貫いて自己資本を分類している。商法も、資本金を基準として、まず自己資本を資本金と剰余金とに分けている。しかし、次に剰余金を法律によって積立が要求される法定準備金とそうでないものとに分け、さらに前者を実質的に資本金であるがゆえに積立限度を設定しない資本剰余金と実質的に利益であるがゆえに積立限度を設定する利益準備金とに分け、後者を剰余金と称している（計規三四①）。商法の自己資本の分類は、認識面については、これにかかわる概念を債権者保護の思想に照らして矛盾なく説明することができるものとなっている。また、表示面についても、自らの立場を主張して資本の部を法的拘束性の強さにもとづいて区分することができるとなっている。

企業会計原則の自己資本の分類は、未成熟な会計理論に固執しているがゆえに、未だ完成されたものとは言い難い。これに対して、商法の自己資本の分類は、理論的な一貫性を有し、過去において企業会計原則が調整を図らざるをえなかったほどの明瞭性を具備したものである。そうであれば、制度会計の一元化を図る際に、現段階で大幅に譲歩すべきは企業会計原則の側であると判断される。

VI むすび

かつて、佐藤孝一博士は、いみじくも剰余金をして「資本とは何ぞや」という命題が、学問上におけるスフィンクスの発した問題であると称せられている以上、このような難物を家長として又は母体とする剰余金が、会計学上における一個の謎となつてゐるのは、又いわゆる理の当然であるともいい得よう。(3)と評された。そして、この批評は、現在においても十分説得力を有している。

剰余金にかかわる諸問題を根本的に解決するためには、企業会計原則ならびに商法はもちろんのこと、税法の観点からも承認をうけた資本金についての統一的な見解が用意されていなければならぬ。これをおもうとき、途は遠く、険しい。

近い将来の制度会計の在り方として、企業会計原則が、その他の資本剰余金について、その本質が資本であるところの思想を放棄し、商法が、剰余金の概念を拡大し、これに資本準備金および利益準備金を包含している姿を想い描きつつ、本稿を締め括ることとする。

[注]

- (1) Kohler, E. L., *Kohler's Dictionary for Accountants* 6th ed., Prentice-Hall, Inc., 1983, p. 494.
 (2) Montgomery, R. H., *Auditing Theory and Practice*, The Ronald Press Company, 1937, p. 408.

(3) 鈴木竹雄著『新版会社法 全訂第2版』弘文堂、昭和五七年、二四頁。

(4) Sanders, T. H., H. R. Hatfield, U. Moore, *A Statement of Accounting Principles*, American Accounting Association, 1959, p. 92.

(5) 佐藤孝一著『剰余金論』中央経済社、昭和三〇年、九頁。

(6) 同右、一〇頁。

(7) 若杉明著『精説財務諸表論〈改訂版〉』中央経済社、昭和六〇年、二二八頁・佐藤孝一著、前掲書、二七—三三頁参照。

(8) 千葉準一稿「資本金計論」武田隆二編『財務会計の論点』同文館、昭和五六年、一九六頁・深津比佐夫著『近代財務会計論』税務経理協会、昭和五六年、四二六—四二七頁・若杉明著、前掲書、二二八頁参照。

(9) Hatfield, H. R., *Modern Accounting*, D. Appleton and Company, 1909, p. 240.

(10) *Ibid.*, p. 234.

(11) Hatfield, H. R., *Accounting: Its Principles and Problems*, D. Appleton and Company, 1927, p. 297・303.

(12) 千葉準一稿、前掲論文、一九六一—九七頁参照。

(13) Bray, F. S., S. H. Basil, *Design of Accounts*, Oxford University Press, 1949, p. 314.

(14) The Institute of Chartered Accountants in England and Wales, *Presentation of Balance sheet and Profit and Loss account*, R.A.P. No. 18, 1958, par. 9.

(15) 新井清光著『新版財務会計論』中央経済社、平成元年、一五七頁。

(16) 鈴木竹雄著、前掲書、二二八頁。

- (17) 蓮井良憲著『会社法〔現代商法講義2〕』法律文化社、昭和五五年、二四〇―二四二頁。
- (18) 田中誠二・久保欣哉著『全訂新株式会社会計法』中央経済社、昭和五五年、一五四頁。
- (19) 新井清光著、前掲書、四二頁。
- (20) 久保欣哉稿「利益準備金」上柳克郎・鴻常夫・竹内昭夫編『新版注釈会社法』(8) 株式会社の計算(1)『有斐閣、昭和六二年、二七五頁参照。
- (21) 西山忠範著『株式会社における資本と利益―企業会計法の問題点―』勁草書房、昭和五七年、二三三頁。
- (22) 久保欣哉稿、前掲論文、二七四頁参照。
- (23) 蓮井良憲稿「株式会社の貸借対照表、損益計算書、營業報告書及び附属明細書に関する規則 前注」上柳克郎・鴻常夫・竹内昭夫編『新版注釈会社法』(9) 株式会社の計算(2)『有斐閣、昭和六三年、二六九―二七九頁・久保欣哉稿「資本、払込剰余金」上柳克郎・鴻常夫・竹内昭夫編『新版注釈会社法』(8) 株式会社の計算(1)』有斐閣、昭和六二年、九八―九九頁・山崎佳夫著『商法会計研究』産学社、昭和五二年、二二―二八頁参照。
- (24) 居林次雄著『商法改正のすべて』税務経理協会、平成二年、九九―一〇〇頁参照。
- (25) 不破貞春稿「払込剰余金をめぐって」『会計』第八二巻第四号、一九六二年、二二―二三頁。
- (26) 田中誠二・久保欣哉著、前掲書、一八八―一八九頁。
- (27) 中村忠稿「資本剰余金」黒澤清・番場嘉一郎監『体系制度会計』(第3巻)負債・資本』中央経済社、昭和五二年、二一八頁・山田昭広著『アメリカの会計基準―ARB、APB意見書、FASB基準書の解説―(増補版)』中央経済社、平成三年、一七頁参照。
- (28) American Institute of Accountants, Committee on Accounting Procedure, *Report of Committee on Terminology*, ARB No.12, 1941.
- (29) American Institute of Accountants, Committee on Accounting Procedure, *Recommendation of Subcommittee on Terminology: Discontinuance of Use of the Term "Surplus"*, ARB No.39, 1949.
- (30) American Institute of Accountants, Committee on Terminology, *Review and Resume*, ATB No.1, 1953, par.70.
- (31) Dell, G.E., *Correspondence Letters to the Editor*, 'The Journal of Accountancy', No. 12, 1949, p. A-16.
- (32) American Institute of Accountants, ATB No. 1, 1953, par.70.
- (33) 林健二稿「剰余金の計算」『国民経済雑誌』第八二巻第三号、一九五〇年、四頁。
- (34) 中村忠著『新版 株式会社会計の基礎』白桃書房、昭和六三年、九三頁。
- (35) Gilman, S., *Accounting Concept of Profit*, The Ronald Press Company, 1939, p. 3.
- (36) 嵩村剛雄著『会計原則逐条詳解』税務経理協会、昭和五七年、三二頁。
- (37) 中村忠著、前掲書、八九頁。
- (38) 若杉明著、前掲書、二一八頁。
- (39) 佐藤孝一著、前掲書、四頁。

